(様式第9号)

北住発第　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　様

北川村長　　　　　　　　　　㊞

住民票職権消徐（修正）通知書

　あなたが届け出ている住民票の住所は、「高知県安芸郡北川村大字　　　　　　　　　　　」ですが、あなたの住所地に疑義が生じたため、確認・調査を行ったところ、上記の住所地にあなたが居住していないことを確認したため、住民基本台帳法第８条及び住民基本台帳法施行令第１２条第１項の規定によりあなたの住民票を　　　年　　　月　　　日をもって職権消徐（修正）しましたので、住民基本台帳法施行令第１２条第４項の規定により通知します。

　なお、不明なことがあれば 北川村 住民課までお問合せください。

　（教示）

　1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日

から起算して３箇月以内に北川村長に対し審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った翌日から起算して３箇月以内であっ

ても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求を

することができなくなります。

2　この処分に不服がある場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して６箇月以内に北川村を被告として（訴訟に

おいてきたが北川村代表する者は北川村長となります。）提起することができ

ます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内で

あっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の

取消しの訴えを提起することができなくなります。